

「子ども子育て支援納付金」の 賦課徴収が始まります

令和8年4月より、すべての健康保険加入者への子ども・子育て支援納付金の賦課が始まります。国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の方については、役場から6月中旬ころに納入通知書などを郵送します。

なお、被用者保険等に加入されている方については、お勤め先や子ども家庭庁子ども・子育て支援金制度コールセンター窓口までお問い合わせください。

国民健康保険税

子ども・子育て支援納付金の税率は次のとおりです

所得割	令和7年の所得に対して賦課されるもの	0.29%
均等割	被保険者1人あたりに賦課されるもの	1,000円
18歳以上均等割	18歳以上の被保険者に対して加算されるもの	100円
平等割	被保険者1世帯あたりに賦課されるもの	1,000円

○制度の性質上、子ども（18歳未満）の均等割は全額軽減され、その分を18歳以上均等割額として18歳以上の被保険者に上乘せし賦課されます。

○所得が基準額以下の場合はその基準に応じて一部軽減されます。

○子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は3万円です。

～実際の計算方法の例～

パターン①：主に自営業等を営んでいる世帯の場合

・世帯構成：世帯主1名（45歳以上）

世帯員3名（うち45歳未満1名、18歳未満2名）

・所得割対象所得：200万円（軽減判定所得243万円）

区分	所得割	均等割	平均割	合計
医療分	200万円×8.48% =169,600円	29,300円×4人×2割軽減 =93,760円	28,800円×2割軽減 =23,040円	286,400円
後期分	200万円×2.38% =47,600円	8,700円×4人×2割軽減 =27,840円	8,600円×2割軽減 =6,880円	82,300円
介護分	200万円×1.95% =39,000円	8,900円×1人×2割軽減 =7,120円	6,900円×2割軽減 =5,520円	51,600円
子ども分	200万円×0.29% =5,800円	1,100円×2人×2割軽減 =1,760円	1,000円×2割軽減 =800円	8,300円

※区分ごとにそれぞれ合計した金額から100円未満は切り捨てられます

※軽減判定は世帯構成や収入の状況によって変わる可能性があります

合計 428,600円

1期あたり 約47,600円